平成２９年（フ）第７０４２号
東京都板橋区大山金井町７－１－211
破産者　村上　浩平
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５６２号
東京都大田区中馬込３丁目７－18－502
破産者　和田　正紀
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９７５号
東京都板橋区赤塚１丁目４－１－105、開始決定時の住所東京都板橋区三園１丁目２－17－202
破産者　田中　和弘
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９７６号
東京都板橋区赤塚１丁目４－１－105、開始決定時の住所東京都板橋区三園１丁目２－17－202
破産者　田中美恵子
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１５０号
東京都墨田区両国１丁目１番５号
破産者　株式会社メジャーシステム
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１６５号
東京都中央区銀座５丁目６番12号　ｂｉｚｃｕｂｅ７階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座５丁目６番12号
破産者　株式会社クチブエ
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１６６号
東京都世田谷区弦巻２丁目10－９－401
破産者　阿左見　弘
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２８９号
東京都立川市錦町１丁目３－27　３Ｆ
破産者　馬面　賢一
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５７１号
京都府京丹後市丹後町岩木987－２、開始決定時の住所東京都台東区千束４丁目28－17
破産者　大柳　俊也
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５８９号
東京都江東区南砂２丁目34－４－512
破産者　木本　周太
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６３３号
千葉県我孫子市根戸1812－２－201
破産者　北野　雅子
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６１号
埼玉県川口市戸塚６丁目16－７－102
破産者　金井　寿明（旧姓渡邊）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８８号
東京都荒川区東日暮里４丁目23－11－103
破産者　関沢千鶴子（旧姓増田）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５９号
東京都墨田区立花５丁目31番10号
破産者　チャイルド株式会社
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６０号
東京都葛飾区柴又６丁目３－22－201
破産者　水野　正明
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７５号
東京都江東区木場６丁目８－15　ハウス木場３－Ｅ
破産者　富　善司郎
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４７４号
東京都渋谷区代々木１丁目32番１号
破産者　株式会社協永
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４７５号
埼玉県富士見市羽沢３丁目９－19－２－205
破産者　鴨井　大介
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６０７号
東京都世田谷区桜新町２丁目２番11号
破産者　有限会社トミ田ヤ
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６０８号
東京都世田谷区桜新町２丁目２－11　桜新町２丁目メゾネット
破産者　久利　利仁
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６１６号
東京都江戸川区船堀４丁目17番４－307号
破産者　株式会社リュフヤベルグ
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部